## 令和5年度 第1回 まちづくり専門委員会議

令和5年9月21日(木)14:00~16:00 三宮国際ビル7階 701会議室

#### 次第

1	88	$\wedge$
١.	l开l	云

2. まちづくり支援事業の検証評価

•••「資料1]

- 1)長期協定運用団体・長期活動団体の更新
  - ・住吉呉田まちづくりの会 (長期協定運用団体更新3回目)
  - ・御影地区まちづくり協議会 (長期協定運用団体更新3回目)
  - ·南京町景観形成協議会 (長期活動団体更新6回目)
  - ·KOBE 三宮・ひと街創り協議会(長期活動団体更新3回目)
  - ・真野地区まちづくり推進会 (長期協定運用団体更新6回目)
- 2) コンサルタント派遣
  - ・(仮)鶴甲地区まちづくり協議会 (構想策定)
- 3. 住民主体のまちづくりにおける合意形成のあり方
  - ・御影山手まちづくり構想について

•••「資料2]

- 4. 報告事項
  - ・まちづくり協議会の変更届出書の受理

•••「資料3]

5. 閉会

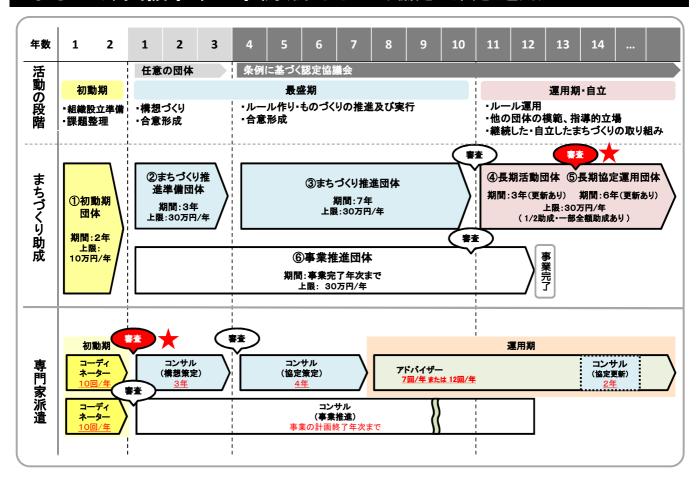
### ◆その他配布資料◆

・令和5年度 まちづくり専門委員一覧

・・・[資料4]・・・「資料5]

・まちづくり専門委員会議開催要綱

## まちづくり支援事業の事例(例:まちづくり協定の策定・運用)



# 検証・評価の方針・視点

まちづくり協議会		まちづくり助成	専門家派遣
申請	審査の 対象	10年を超えて支援を受ける団体 ・長期活動団体 ・長期協定運用団体 ・事業推進団体	コンサルタント派遣を受ける団体 ・まちづくり構想策定 ・協定等策定 ・都市計画事業推進 ・建築物共同・協調化
事務局 査定		▶更新(3年(協定等は6年ごと)	・ 地域提案事業
	評価軸の 設定	①長期にわたって組織的に活発な活動を行ってきたか・地域の環境改善(ルール系)・都市基盤の整備(事業系)・良好な景観形成(景観系) ②他のまちづくり団体への啓発活動、人材養成活動を行うことができる資質を有しているか ③まちづくりの自立に向けた活動に取り組んでいるか	①技術的支援の必要性 ②まちづくり活動の計画性 ③自立に向けた活動の計画性
		まちづくり支援事業都市局審査委員	会 <b>審議</b>

### まちづくり専門委員会議 意見聴取

評価軸に対する事務局の査定を確認のうえ、助成・派遣の適否を決定する

まちづくり活動(まちづくり活動の活性化、自立化の促進)について意見・アドバイスを伺う

## まちづくり助成の更新団体(5団体)

団体種別	団体の活動段階	助成期間	助成限度額
長期活動団体	運用期・自立化した活動 ・10年以上にわたって組織的に活発なまちづくりの活動を実施 ・他のまちづくり団体への模範的・指導的立場で、かつ啓発活動、人材育成活動を行うことのできる ・まちづくりの自立に向けた活動に取り組む	3年(6年) (更新)	助成対象経費の 1/2かつ 30万円/年

- \*KOBE三宮・ひと街創り協議会(3年更新)
- •南京町景観形成協議会(※6年更新)
  - ※良好な景観形成のための活動等、継続性が高いことが明確な場合

長期協定運用団体 長期活動団体の条件を満たして、まちづくり協定している		補助対象経費の 5万円まで全額 5万円以上は1/2 合計30万円/年
-------------------------------------	--	---

- ・住吉呉田まちづくりの会(6年更新)
- 御影地区まちづくり協議会(6年更新)
- ・真野地区まちづくり推進会(6年更新)

# 

資料1

## 令和5年度第1回 まちづくり支援事業 検証・評価

## (1)長期協定運用団体・長期活動団体の更新

番号	団体名	所在	検証評価 分類	年数・助成額
1	住吉呉田まちづくりの会	東灘区	更新(3回目)	6年間(令和6~11年) 1/2助成(5万まで満額)
2	御影地区まちづくり協議会	東灘区	更新(2回目)	6年間(令和6~11年) 1/2助成(5万まで満額)
3	南京町景観形成協議会	中央区	更新(6回目)	6年間(令和6~11年) 1/2助成
4	KOBE三宮・ひと街創り協議会	中央区	更新(3回目)	3年間(令和6~8年) 1/2助成
5	真野地区まちづくり推進会	長田区	更新(6回目)	6年間(令和6~11年) 1/2助成(5万まで満額)

### (2)コンサルタント派遣

番号	団体名	体名 所在 検証評価 分類		年数
5	(仮)鶴甲地区まちづくり協議会	灘区	構想策定	3年間(令和5~7年)

名称 住吉呉田まちづくりの会 所在地 東灘 区 設立年月 面積 世帯数 平成9年2月 32.2 1.700 世帯 設立目的 美しい環境の回復と次世代に引き継ぐことのできる安全で住みよい連携と交流のまちづくりを推進する 寸 体 協議会認定年月 平成19年1月 構想提案年月 平成16年5月 മ 協定締結年月 平成19年3月 協定期限 令和9年3月 概 要 地区計画決定年月 その他のルール等 長期協定運用団体助成 助成区分 事業完了目標年次 年度 助成年数 年 過去3年の助成額合計 450,000 円 派遣専門家

#### 主となるまちづくりのテーマ

「安全安心のまちづくり」「支えあい、ふれあいのまちづくり」を基本方針とし、環境美化、防災、交通、多世代交流の場づくりをテーマに活 動している。具体には、まちづくり協定の運用、清掃活動、意識啓発のための勉強会や広報、イベント開催等を行う。

#### これまでの取り組みと今後の予定 年度 渦年度 今年度 今後の予定 10年度 11年度 8年度 9年度 項目 R4年度 R5年度 7年度 6年度 (1)地域の環境改善 (ルール系まちづくり) (協定更新) 協定運用 まちづくり協定 まちづくり協定の運用 (2)都市基盤の整備 (事業系まちづくり) (景観系まちづくり) (3)良好な景観形成 (4)自立化に向けた活動 自主財源確保 地域イベント等へ年数回出店 (5)啓発活動 ニュースの発行 |毎年6回発行 勉強会の開催 定例会の日程に合わせて年数回開催 (6)人材育成活動 主催イベントの開催 わいわいフェスタを毎年12月に開催 (7)その他 地域の課題抽出のために年1回実施 第二工区工場見学会 毎年開催(コロナ禍で中断)

#### くこれまでの取組みについて>

#### 【良い点】

これま

での

取り組みと今後

の

予定

- ・今年度で16年目を迎えるまちづくり協定を運用し、住みよい住環境を維持しています。
- ースは設立当初から2カ月に1回(年6回)発行し7月で150号目を迎えます。住民にまちづくりの会の活動を発信するツ-・まちづくりニュー
- ルとして定着しました。地区に関心を持ってもらうため、地区内の住民や企業、歴史の紹介なども行っています。 ・自主財源確保のために始めた地域のイベント出店は定着し、毎回多くのボランティアが参加しています。イベント出店を通して住民同 士の交流、周辺地域や地元企業との関係づくりにつながっています。
- ・毎年1回役員でまちあるきを実施し、交通面の危険箇所等の点検を行っています。まちあるきで出た意見は住民や市と連携し改善に つなげています。
- ・防災や多文化共生等、地区の課題に合せたテーマで年数回勉強会を開催し、住民への意識啓発を行っています。
- まちづくりの会主催のわいわいフェスタはコロナ禍を除き毎年開催してきました。多世代交流の場として定着しています。

#### 【課題】

മ

Ρ

R

・設立から22年を迎え、次世代の人材育成が課題です。

#### <今後の取り組みについて>

現在の取り組みを継続させるとともに、新たな課題にも具体的に取り組んでいきます。特に力を入れたい活動は以下の通りです。 ・まちづくり協定更新

- 外国人住民との交流会など、多文化共生の具体的な取り組み
- 地元企業との連携強化
- ・駅バリアフリー等、地域課題の解決に向けた具体的な取り組み
- 次世代の人材育成を目的とした取り組み

団体名

			1. 事務局	<b>査定</b>		
共通項目						
■ 構想の具体	化に取り組ん	でいるか。				
	等に位置づけ;			]		
	りに取り組む事			]		
■ その他(信	主吉呉田まちつ	くり協定 )				
<b>まちづくり助成</b> ■ まちづくり活	5動を、長期に	わたり組織的に行れ	つれてきたか。			
<ul><li>■ まちづくりの ※自立:助成</li></ul>	)自立に向けた 金に頼らず、地域	活動を計画しているの力で持続的にまちて	るか。 がくり活動を行うこと			
■ 他のまちづ	にり団体への習	· 発活動等が可能か	70			
■ 人材養成活	5動を行う資質	を有しているか。				
事務局提案: (	6 年間の助成	を適とする。				
専門家派遣						
□ 専門家の技	技術的支援が必	要な内容となってい	いるか。			
□ まちづくりの ※自立・専門	)自立に向けた 家に依存せず #	活動を計画している は	らづくの活動を行うこと			
□ スケジュー,			J 2 ( )10 30 E [] ) CC ~			
事務局提案:	77 E 71 (S.) 337	•				
事務局意見						
		o <b>キ</b> ナベノ	✓	士旦霊木禾旨	<b>一</b>	
		2. まちつく	り支援事業都 令和5年8月2		<b>を会せる 本議</b>	
まちづくり助成	■ 適	□ 否(理由:	11410-0112	7 H MIE		)
留意事項						
専門家派遣	□適	□ 否(理由:				)
留意事項						
			▼			
		3. まち	5づくり専門委!	員会議 意見	.聴取	
			令和5年9月2	1日 開催		
専門委員意見						

	名称	行	甲影地区まちづくり協	議会			所在地	東灘	区
	設立年月	平成12年1	0月	面積	235.0	ha	世帯数	14,000	世帯
団	設立目的	御影地域の振興並びに環境の保全・改善等の諸問題について協議し、美しく豊かで健全な御影のまちづくりを推進する。							
体の	協議会認定年月	平成23年1月(御 平成25年1月(御	影山手)	構想提案	年月				
概	協定締結年月	平成23年3月(御 平成25年3月(御	影山手)	協定期	限		令和13年3月 令和15年3月		
要	地区計画決定年月	平成17年6 (阪神御影駅却	• •	その他のルール等					
	助成区分	長期協定運用団体助成		事業完了目	標年次			年度	
	助成年数	23	年	過去3年の助	成額合計		507,205	円	
	派遣専門家								

これまでの取り組みと今後の予定

活動のP

R

主となるまちづくりのテーマ 山手地区:良好な住環境の保全と安心して住み続けられるまちづくり。御影中部地区:魅力資源とコミュニテーをつなぐまちづくり。阪神御影駅前地区:駅周辺整備及び駅前広場の発揚。浜手地区:歴史、文化を生かした「住工共存」のまちづくり。どの地区も安心で安全なまちづくりは基本的な テーマです。

これまでの取り組みと今行	後の予定								
年度			今年度	今後の予定					
項目		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)					協定運用			
御影浜手まちづくり協定	平成23年3月 締結			-		協定運用			
御影山手まちづくり協定	平成25年3月 締結		策	È		励化理用			
御影山手まちづくり構想	令和5年度構想策定・提案に向けて検討中		7.	_	締結	協定運用			
御影中部まちづくり協定	令和6年度締結を目指して検討中			1000 X	AND APE	励足運用			_
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
阪神御影駅前周辺整備	平成25年4月駅前南広場公園完成								
	平成28年3月一六筋再整備完了								
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
嘉納治五郎ド―ロの整備	-			$\longrightarrow$					
(4)自立化に向けた活動						Ant A+			
	自治会費、協賛金により一部地域は自立			⊢		継続			$\longrightarrow$
	まちづくりニュースに広告掲載予定								
(5)啓発活動						継続発行			
機関紙の発行	年二回発行 配布			⊢		極初3円1丁			$\longrightarrow$
(6)人材育成活動									
	地域新春の集い実行委員会					継続			
	阪神御影駅前南広場清掃								1
(7)その他	地域新春の集い、夜店・盆踊り等の後援					継続			
町の活性化	御影尚歯会の後援								

#### <これまでの取組みについて>

御影浜手地区、及び御影山手地区には、協定委員会が発足してそれぞれの地区にあった協定内容で住環境が整備されてきたと認識 しています。阪神御影駅南広場(パレンタイン広場)についても地域のみの清掃活動が周辺事業所の参加もあり地域活性化に寄与して いると思っています。

<今後の取り組みについて> 現在御影山手地区において、安全で緑豊かな住宅地を目指してまちづくり構想を検討中です。御影中部地区においては、まちづくり協定を締結すべく活動を進めています。又嘉納治五郎生誕の地として御影本町一丁目、三丁目、五丁目、七丁目に渡る東西の道(仮称嘉納治五郎ドーロ)の整備を企画していきます。

	名称	南京町景観形成協議	会			所在地	中央	区	
	設立年月	平成3年5月	面積	約3.6	ha	世帯数	約130	世帯	
<del>(1</del>	設立目的	豊かな色彩と異国情緒豊かな個性あるまちづくりを目指す。							
団体の	協議会認定年月	H3.7.25(景観形成市民団体)	構想提案	年月					
の概要	協定締結年月		協定期	限					
要	地区計画決定年月		その他のル	一ル等	景観形成	えの手引き、ま	ちのあかりガ	イドライン	
	助成区分	長期活動団体助成	事業完了目	標年次			年度		
	助成年数	33 年	過去3年の助	<b></b>		156,360	円		
	派遣専門家								

立っ間にのならられ									
これまでの取り組みと今後	後の予定								
	過年度	今年度		今後の予定					
項目		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)								
出店•看板の景観誘導	平成29年7月〜 月1回程度の啓発パトロール			Н					<b></b>
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
南京町沿道景観形成地区	平成2年10月沿道景観形成地区 平成18年2月景観計画区域に移行			$\vdash$	届出	審査			
景観形成の手引き	平成21年~			$\vdash$	協議				
まちのあかりのガイドライン	平成29年~			$\vdash$	協議	運用			;
( <b>4)自立化に向けた活動</b> 後継者の育成	コネクト神戸(平成26年~)への参加			$\vdash$					<b></b>
(5)啓発活動									
開港5都市景観会議	平成5年~ 景観形成市民団体連絡 協議会			$\vdash$					$\longrightarrow$
インフォメーションコー ナー	観光用トイレに併設したインフォメー ションによる地域文化の広報			$\vdash$					$\longrightarrow$
春節祭、中秋節、ラン タンフェア等の開催	昭和62年~								$\longrightarrow$
( <b>6)人材育成活動</b> 防災訓練	防火バトロールと消火訓練 中央消防署と共同で毎年7月頃実 施								
(7)その他 夜間景観形成実施計 画推進委員会	平成23年~								
都心三宮再整備推進会議	平成29年~			<u> </u>		· +	<u> +</u>	<u> </u>	<del>)</del>

**くこれまでの取組みについて>** 異国情緒あふれる個性的で美しいまちなみを目指し、「景観形成の手引き」に基づいた景観調整を行うとともに、夜間景観の演出、季節 ごとのイベント開催等、都市の異次元空間として街ごと楽しめる空間づくりに取り組んできました。

活動のPR

**<今後の取り組みについて>** 南京町らしい景観に磨きをかけつつ、歩行者空間の見直しを行い、より歩きやすいまちづくりに取り組みます。

□ 構想の具体化に取り組んでいるか。
□ マスタープラン等に位置づけがあるか。[
□ 市が優先的に取り組む事業か。[
■ その他( 神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」、景観形成の手引き、まちのあかりガイドライン )
まちづくり助成
■ まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
■ まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。 ※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
■ 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
■ 人材養成活動を行う資質を有しているか。
事務局提案: 6 年間の助成を適とする。
専門家派遣
□ 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
□ まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。 ※自立:専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
□ スケジュール管理は適切か。
事務局提案:
事務局意見
2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議
令和5年8月24日 開催
まちづくり助成 ■ 適 □ 否(理由:
留意事項
専門家派遣──□適 □ 否(理由:
留意事項
3. まちづくり専門委員会議 意見聴取
年月日開催 専門委員意見

	名称	KOBE三宮・ひと街創り	所在地	中央	区			
団体の	設立年月	平 成 17 年 5 月	面積	7.8	ha	世帯数		世帯
	設立目的	・「神戸の街衆」として、地域の発展に向けた取りまき。震災の経験を生かしたまちづくりの情報発信とまっセンター街にふさわしい店舗となるよう店舗ファヤ						
	協議会認定年月		構想提案年月					
概要	協定締結年月		協定期	協定期限				
要	地区計画決定年月		その他のル-	その他のルール等				
	助成区分	長期活動団体助成	事業完了目	事業完了目標年次			年度	
	助成年数	19 年	過去3年の助成額合計			510,000	円	
	派遣専門家							

#### 主となるまちづくりのテーマ

三宮地域の商店街や大型店舗等が中心となって、地域の良好な景観形成及び人材育成等を行い、地域の発展に寄与することで、神戸 の玄関口として相応しいまちを目指す。

これまでの取り組みと今後の予定									
年度			今年度	今後 7予定					
項目		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)								
清掃活動	クリーン作戦の実施			-		-	-		$\longrightarrow$
路上喫煙防止活動	啓発運動への参加			⊢—		-			$\longrightarrow$
放置自転車対策	駐輪場の設置・周知啓発			-		-	<del></del>		$\longrightarrow$
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
自主ルールの運用	三宮センター街メインストリート憲章					$\overline{}$			<b>→</b>
三宮駅前景観形成 連絡協議会への参画	平成24年3月~			<u> </u>		$\vdash$			<b>→</b>
三宮駅前屋外広告物 ガイドラインの運用	平成24年10月~			$\vdash$		$\vdash$			<b>&gt;</b>
(4)自立化に向けた活動									
後継者の育成 (コネクト神戸)	平成26年秋~			$\vdash$		$\vdash$			<b></b>
(5)啓発活動									
ホームページ	平成22年開設			_		-	_		$\longrightarrow$
月刊のタウン誌	活動内容の一部(講演資料等)を掲載			⊢		-			$\longrightarrow$
(6)人材育成活動									
次世代を担う 子供達の育成	養護施設の子供たちを沖縄での様々 な体験を通じ、心の教育の場とする								<b>&gt;</b>
(7)その他									
都心三宮再整備等に 関する情報共有	都心三宮推進会議(平成29年度~)							<b> </b> -	>

- く今後の取り組みについて>
  ・エリア内の良好な景観形成に向けた取り組みの継続
  ・都心三宮再整備等にかかる行政関係の事業との調整
  ・情報発信や人材育成など、協議会の持続性の向上に向けた取組み

# 活動のP

団体名

1. 事務局 査定	
共通項目	
□ 構想の具体化に取り組んでいるか。	
□ マスタープラン等に位置づけがあるか。[	
□ 市が優先的に取り組む事業か。[	
■ その他(神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」 )	
まちづくり助成	
■ まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。	
■ まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。 ※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと	
■ 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。	
■ 人材養成活動を行う資質を有しているか。	
事務局提案: 3 年間の助成を適とする。	
専門家派遣	
□ 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。	
まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。 ※自立:専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと	
□ スケジュール管理は適切か。	
事務局提案:	
事務局意見	
2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議	
令和5年8月24日 開催	
まちづくり助成 ■ 適 □ 否(理由:	)
留意事項	
  専門家派遣 □ 適 □ 否(理由:	)
留意事項	
3. まちづくり専門委員会議 意見聴取	
令和5年9月21日 開催	
専門委員意見	

	名称	真野地区まちづくり推	所在地	長田	区				
	設立年月	1980年11月	世帯数	約2200	世帯				
団	設立目的	公害追放運動から始まった緑化運動や福祉活動 活動を実践するため。	まった緑化運動や福祉活動から発展した「まちの将来像を考え 。						
体の	協議会認定年月	1982年5月	構想提案年月			1980年7月			
概	協定締結年月	1982年10月	協定期限 2027年12月				∓12月		
要	地区計画決定年月	1982年11月	その他のルール等						
	助成区分	長期協定運用団体助成	事業完了目	事業完了目標年次			年度		
	助成年数	38 年	過去3年の助成額合計		900,000	円			
	派遣専門家								

#### 主となるまちづくりのテーマ

パランスの取れた人口構成、住宅と工場との共存・共栄を目指すとともに、うるおいのある住環境での安全な暮らしを実現するため、まちづくり活動 の周知及び住民の意識啓発を進める。

これまでの取り組みと今後の予定									
年度			今年度	今後の予定					
項目		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
(1)地域の環境改善 まちづくり協定	(ルール系まちづくり) 昭和57年5月締結、H8年2月変更、				届出運用(	│ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 i)		
	H19年12月変更、H29年12月更新 昭和57年11月決定、H5年6月変更、 H8年2月変更、H19年12月変更、R9年12月変更予定				運用(審査	⋴協議)			$\Rightarrow$
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり) 歩道拡幅:東西通467m、南北通321m				#* E= #\*		1#.		
道路の拡幅、整備	多這個個: 東西通467m、南北通321m 街区内道路: 苅藻通4(100m)、浜添通3(67m)、浜添通1丁目(120m)			_		路の整備	推進		$\longrightarrow$
公園の整備	アスレランド、ビオトープ、尻池街園再整備				管 理				
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
(4)自立化に向けた活動									$\neg \neg$
課題検討・地域活性化	空き家・空き地調査、マンホール調査				防災•防3	ではいますが、 においますが、 においまが、 にはいまが、 にはいまがいまが、 にはいまが、 にはいまがいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいまがいまが、 にはいまがいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいま	川用検討		
地域内集会所の活用	真野まちづくり塾・ブックカフェの運営など				年10回以	上実施			
(5)啓発活動									
広報誌の発行	まのっこだより・エコ便りの発行	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
Facebookの活用	平成23年開設				管理·運	· 호			<b></b> >
(6)人材育成活動									
教育機関への協力	コロンビア大学地震復興論文に協力など				研究協力	_ の要請の	受け入れ		<b>→</b>
(7)その他									
多文化共生の取り組み	小さな図書館、子どもの居場所づくり他				外国人世	:帯との共 <sub>:</sub>	生		
地域防災	災害に備える活動	0	0	0	0	0	0	0	0

#### くこれまでの取組みについて>

真野地区まちづくり推進会は、日本最古のまちづくり協議会として全国に先駆けてまちづくりに取り組んできたことを自負しております。 第1期のまちづくり提案から「人口の定着」「住宅と工場の共存・共栄」「うるおいのある住環境」の3つを目標を基本として活動をしてきました。40年の時間経過とともに様変わりする計画の動機を認識し、回収率90%近くのアンケート成果を取込むことで住民の意向を十分に反映した第4期計画を策定し、推進計画から19のプロジェクトを立ち上げ、実施を進め成果をめざしています。

#### <今後の取り組みについて>

活動のP

R

今後も地域の強い絆を礎に、災害が起こったとき、安全に暮らせるまちづくりを目指して活動していきたいと考えています。「要救護者」 避難訓練を行うとともに、近年地区内に増加傾向にある外国人居住者に対し防災活動を呼びかけるなどの取組みを行っています。また、防災活動だけではなく地域主体で「空き家・空地調査」を行い、民間事業者と共有しながら地区内の建て替え更新にも力を入れていきたいと考えています。

団体名

1. 事務局 査定
- Will
<b>共通項目</b> ■ 構想の具体化に取り組んでいるか。
□ マスタープラン等に位置づけがあるか。[ ]
□ 市が優先的に取り組む事業か。[ ]
■ その他(真野地区まちづくり協定)
まちづくり助成
■ まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
■ まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。 ※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
■ 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
■ 人材養成活動を行う資質を有しているか。
事務局提案:6 年間の助成を適とする。
専門家派遣
□ 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
□ まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。 ※自立:専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
□ スケジュール管理は適切か。
事務局提案:
事務局意見
2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議 令和5年8月24日 開催
まちづくり助成 ■ 適 □ 否(理由:
留意事項
<b>専門家派遣 □ 適 □ 否(理由:                                    </b>
母门家派追 □ 旭 □ 百(座田: 留意事項
<u> </u>
3. まちづくり専門委員会議 意見聴取
令和5年9月21日 開催
専門委員意見

#### 令和5年度 まちづくり支援事業検証シート(専門家派遣)

様式第3号

	名称	(仮)鶴甲地区まちづく	所在地	灘	区		
団体	設立年月	令 和 6 年 3 月 ( - 年目)	面 積 45.0	ha	世帯数	2,500	世帯
	設立目的	住民の高齢化、鶴甲団地の老朽化による建 ら、一定のルールづくりや用途地域の緩和を	能性といった説 る。	<b>限題があること</b>	≤か		
の   概	協議会認定年月		構想提案年月				
要	協定締結年月		協定期限				
	地区計画決定年月						
	派遣専門家	中井都市研究室 中井 豊	派遣年数				

#### 主となるまちづくりのテーマ

鶴甲地区の風土を活かしつつ、社会の変化に対応した持続可能なまちを目指して、まちづくり構想の策定及びその実現に向けた取り組 みを進める。

これまでの取り組みと今後の予定											
来年度のコンサルタント図	<b>【分</b>	まちづくり構想策定(3年)									
	年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
テーマ		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
(1)地域の環境改善		勉強金	≥等	まちつ	<b>がくり構想</b> 第	定					
まちづくり構想			``' — ➤			アンケート					
				•	•	••					
まちづくり協定							72. /-		り協定策算	Ē	協定運用
							アンケー	-1-			
(2)都市基盤の整備											
(3)良好な景観形成											
(4)自立化に向けた活動											
(4)日立1612円() /2冶劃											
(5)啓発活動											
広報紙の発行	年3回程度										
全体勉強会の実施 集合住宅連絡会議の実施	年2回程度 年4回程度										
来自任じ是相互磁の大池	十七四年及										
(6)人材育成活動											
(7)その他											
(// C +/ ID						(用途:	地域見直し	案検討→	住民提案の	)作成)	

#### くこれまでの取組みについて>

・鶴甲地区はまちびらきから50年以上を経過し、住民の高齢化や集合住宅の建て替えなど、様々な課題を抱えていることから、これら課題を解決するとともに、これからの鶴甲が目指すべきまちの姿やその実現に向けたルール作りが必要です。これまで、まちづくり協議会を設立に向けた準備会を発足し、勉強会や住民アンケート等を実施してきました。

**<今後の取り組みについて>** ・2022年度から専門家の支援を頂いており、まずは協議会の立ち上げに向けてアンケートや啓発活動に注力するとともに、今後、まちづ くり構想の策定に向けた取り組みも進めていきます。

・2022年度に行ったアンケート調査により切実な住民の要望があることが分かり、別途検討しているNPO法人でこれらに対応していくことと連動させながら、まちづくり活動を展開していく予定です。

-14-

これまでの取り組みと今後の予定

# 住民主体のまちづくりにおける 合意形成のあり方

# 御影山手まちづくり構想について

# 住民主体のまちづくりにおける合意形成のあり方(1/5) [まちづくり条例における住民意見反映に関する事項]

## まちづくり条例における住民意見反映

- ■第4条 [まちづくり協議会の認定]
- 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地区の住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。
  - (1) 地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの
- (2) その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの
- (3) **その活動が, 地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められる** もの
- ■第7条 [まちづくり提案の策定]

まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、**住民等の総意を反映して**地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。



地区の住民等がまちづくり活動に参加し、その活動に対して高い 賛同率を求めている

# 住民主体のまちづくりにおける合意形成のあり方(2/5) [御影山手まちづくり構想について]

御影山手まちづくり協定委員会→まちづくり構想の策定を目指し活動



■所在地:東灘区 御影山手2~6丁目

■面 積:約43.2ha

■世帯数:2,314世帯 ※住民基本台帳R4.3末時点

■人 口:5,428人 ※住民基本台帳R4.3末時点

まちづくり協議会の認定: H25.1⇒アンケート調査により大多数の支持を確認まちづくり協定の締結: H25.3⇒アンケート調査により大多数の支持を確認まちづくり協定の更新: R5.3 ⇒アンケート調査により大多数の支持を確認

※昨年度に地権者全員にアンケート調査を実施したばかり

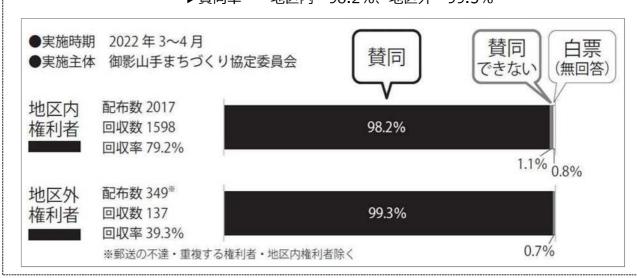
# 住民主体のまちづくりにおける合意形成のあり方(3/5) [御影山手まちづくり構想について]

### 同意確認の結果

- ◇実施時期:2022年3~4月
- ◇確認の対象 2,366

地区内:2,017世帯、地区外(土地所有者・建物所有者):349人

- ※地区内は各自治会が配布・回収(ワンルーム・賃貸住宅も含む)
- ※地区外へは郵送にて配布・回収
- ▶回収率 地区内 79.2%、地区外 39.3% (全体:73.33%)
- ▶替同率 地区内 98.2%、地区外 99.3%



# 住民主体のまちづくりにおける合意形成のあり方(4/5) [御影山手まちづくり構想について]

従来の方法:権利者全員へのアンケート調査

地区内権利者 2017件 地区外権利者 349件



【課題】アンケートの回収率

### 地域の負担を減らす別の方法は…

### 案1)協定委員会の総会議案による方法 定期総会または臨時総会の議案とする。

#### 【総会】

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- ① 定期総会は、毎事業年度(4月1日から翌年3月31日)終了後3ケ月以内に、臨時総会は必要に応じて役員会の議決を経て会長が召集する。
- ② 総会は、役員総数の倍を超える会員の出席(委任状含む)で成立し、議長は会長又は副会長がこれにあたる。30名 R5年度1478名(出席、委任、議決権行使書含む)
- ③ 総会は次に掲げる事項を審議する。

※会員数2236名の66% イ)年度事案計画および事業報告

ア)役員の選出

工) 会計監査報告

ウ) 年度収支予算および決算報告 オ) 規約の制定又は改正

カ) その他の重要事項

④ <u>総会の議事は出席者(委任状含む)の過半数の賛成で決定する。なお、可否同数の場合は</u> 議長がこれを決定する。 **R5年度:各議案の賛成率99%以上** 

規約から抜粋

# 住民主体のまちづくりにおける合意形成のあり方(5/5) [御影山手まちづくり構想について]

#### 案2)「みなし同意」の採用

- 協定更新時の事例では、同意確認書の回収率があがっていない地区内権利者約8割回収地区外権利者約4割回収
- ・一方で、回収者からの賛同率は 98%以上と高い数値
- ⇒回収率をあげる作業は、地域への 負担が大きいため、「回答なきも のは、同意したとみなす」という 考え方を採用する。

(同意書に「期限内に回答がない 場合は、同意したものと判断し ます」等とあらかじめ記載) 2022 (令和4) 年3月 御影山手まちづくり協定委員会

#### 御影山手まちづくり協定更新案に関する 同意確認書

ご意向の項目を選び□に✔を記入ください。

- ご提案した「卸影山手まちづくり発定」の更新案での協定更新に
  - → 賛同する
  - □ 賛同できない

-13	賃 すできたい力」にお何いします。
	- 「芝柳家」への回意見や修正変更が必要と思われる内容がは
	れば、 <u>該当する条項を明示の上</u> その内容を以下に記載くだ。
	\$ M.

※協定更新時の資料

## まちづくり協議会の変更について

#### 1. まちづくり専門委員会議で報告する事項

まちづくり条例施行規則第4条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合 (神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第4条)

#### 「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則」(抜粋)

第4条 まちづくり協議会は、第2条の規定により提出した申請書又は添付した図書の記載事項について変更があったときは、速やかに様式第3号によるまちづくり協議会変更届出書により変更の内容を市長に届け出なければならない。

### 2. 変更の届出があった協議会

	区	協議会名称	変更届出日	変更内容
1	東灘	東山会まちづくり協議会	令和5年4月24日	代表者の変更
2	東灘	深江地区まちづくり協議会	_	規約等の変更
3	兵庫	会下山地区まちづくり協議会	令和5年8月14日	代表者の変更
4	兵庫	西出東出まちづくり協議会	令和5年6月1日	代表者の変更
5	兵庫	浜山まちづくり協議会	令和5年8月24日	代表者の変更
6	北	道場八多連合まちづくり協議会	_	役員の変更
7	長田	新長田駅北・中地区まちづくり協議会	令和5年8月18日	代表者の変更
8	垂水	塩屋まちづくり推進会	_	規約等の変更
9	西	桜が丘地域協定委員会	令和5年4月29日	代表者の変更

資料4

## 令和5年度 まちづくり専門委員一覧

(50 音順·敬称略)

所属	氏名(ふりがな)	委嘱期間
合同会社 こと・デザイン	(かどの ふみかず)	令和5年度
(まちづくりコンサルタント)	角野 史和	令和6年度
   兵庫県立大学 国際商経学部 教授	(くるまい ひろこ)	令和5年度
· 共准宗立入子 · 国际尚在子	車井 浩子	令和6年度
   関西学院大学 建築学部 教授	(しみず ようこ)	令和5年度
	清水 陽子	令和6年度
   神戸芸術工科大学院 環境デザイン学科 教授	(ながの まき)	令和5年度
神戸云伽工科人子院 環境チザイク子科 教授	長野 真紀	令和6年度
神戸香風法律事務所 弁護士	(よしはら きよひで)	令和5年度
仲广省風海洋争物別	吉原 清英	令和6年度

#### まちづくり専門委員会議開催要綱

平成27年3月9日 住宅都市局長決定 令和5年3月15日 改正

(趣旨)

第1条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(以下「まちづくり条例」という。) 第19条に規定するまちづくり専門委員(以下「委員」という。)より、専門的な見地から幅広 く意見を求めることを目的として、まちづくり専門委員会議(以下「会議」という。)を開催 する。

(委員)

- 第2条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 都市計画, 土木, 法律, 経済, 防災等を専門とする学識経験を有する者
  - (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ6名以内とする。

(委員の役割)

- 第3条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。
  - (1) まちづくり条例第9条第2項及び第9条第4項に規定する,まちづくり協定の締結及び変更する場合
  - (2) まちづくり条例第 12 条第 2 項に規定する,まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が,まちづくり協定に適合しないと認められ,当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
  - (3) まちづくり条例第4条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
  - (4) まちづくり条例第6条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
  - (5) まちづくり条例第7条に規定するまちづくり提案を受ける場合
  - (6) 神戸市まちづくり専門家派遣要綱第9条に規定する,まちづくりコンサルタント派遣に係る検証及び評価を実施する場合
  - (7) 神戸市まちづくり助成要綱第2条第2項に規定する、検証及び評価を実施する場合
  - (8) その他, 市長が必要があると認める場合
- 2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。
  - (1) まちづくり条例施行規則第4条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
  - (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合 (任期)
- 第4条 委員の任期は、1期2年とし、最長任期は原則5期10年以内とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議の開催時期)

第5条 会議は、原則として年2回開催する。なお、第3条各号に定める事案がある場合は、事 案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に 報告し、意見を聴くことができるものとする。 (会議の公開)

- 第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開 しないと決めたときは、この限りでない。
- (1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。
- 附 則(令和2年5月1日決裁)

(施行期日)

- この要綱は、平成27年3月9日より施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日より施行する。
- この要綱は、令和2年5月1日より施行する。
- この要綱は、令和5年3月15日より施行する。